

第5章

計画の推進体制

第5章 計画の推進体制

1 連携体制の構築

自殺対策施策の推進にあたっては、保健福祉担当部局のみならず、全庁的な連携体制が必要です。例えば、子どもの自殺対策を検討するためには教育委員会、あるいは税・水道料金の滞納状況から経済的な相談支援につなげるためには税・水道担当部局との連携が求められます。そのため、組織横断的な連携体制の構築を目指します。

また、速やかに医療につなぐためには、地域の医療機関や相談機関との連携体制の構築、日々の地域での見守りを行うためには地域組織等との連携が欠かせません。地域における自殺対策施策の推進には、各相談事業所や地域組織等と会議を行うなどして連携し、様々な視点からの意見を取り入れ、より良い支援を行う必要があります。

2 計画の進行管理及び評価

本計画を実効性のあるものとするため、市役所に協議体を設立し、定期的な計画の進行管理及び評価を行います。

また、法改正などの社会情勢の変化に応じ、必要な見直しを行います。

3 自殺対策施策推進に向けた条例整備

現在は、健康づくり基本条例に基づき施策の展開・評価を実施していますが、近年、自殺対策が喫緊の課題となっていることから、本計画期間中に、自殺対策施策の普遍性を確立させること及び施策推進の根拠を明らかにするため、条例の制定を検討します。